

経済産業省

受託調査

**中国の展示会出展時における
知財保護対策**

2014年12月

日本貿易振興機構（JETRO）

北京事務所 知識産権部

目 次

一. 中国の展示会出展時の知財リスク	1
1. 海外出展時の知財（商標・専利・著作権等）リスク	1
2. 展示会における侵害行為の傾向（侵害被疑品の出展減少、商談後卸売市場からの出荷等）	4
二. 中国の展示会知財保護に関する法律法規	7
1. 主管機関	7
2. 展示会における知財保護に関する行政法規や各省市の規定に関する紹介及び解説	8
(1) 展示会知的財産権保護弁法（2006年施行）（2011年意見募集稿）	8
(2) 省・市にて制定される弁法	13
(3) 「広東省展会専利保護弁法」（2012年10月施行）	18
(4) 「国家知識産権局展会管理弁法」	19
(5) その他	21
三. 展示会主催者・各展会知識産権保護工作服務台（クレームセンター）による取組み状況	24
1. 各展示会・各展会知識産権保護工作服務台へのヒアリングを実施	24
(1) 各展示会概要	24
2. 各展示会の知財保護宣伝、各展会知識産権保護工作服務台が公布する規定	32
3. 投訴手続きの紹介（事前審査、展示会期間中の巡査、投訴窓口の設置、投訴後の手続き）	34
4. 各クレームセンターでの処理状況（投訴件数、特徴的な事例・執行機関との連携事例、クレームセンター職員の出向元・法的権限、会期外の対応可否・連絡先、会期が短い場合の実務上の課題等）。	39
四. 展示会出展時の留意点・展示会に於ける侵害調査の進め方	45
1. 海外出展時の自社内確認事項（権利化、先行権利調査、ノウハウ）及び留意点	45
(1) 国内に留める技術と海外に移転する技術の峻別	45
(2) 早期権利出願	46
(3) 営業秘密としての保護	46
(4) 展示会出展時の留意点	47
2. 侵害被疑品を見つけた場合の対処法（クレームセンターへの通報、調査会社を通じた証拠収集等）と、権利者が事前に用意すべきもの	48
(1) 展示会会期中の対応	48
(2) 展示会会期後の対応	55
(3) 権利者が事前に準備すべきもの	55
3. ジェトロ支援内容の紹介	58

一． 中国の展示会出展時の知財リスク

1. 海外出展時の知財（商標・専利・著作権等）リスク

海外出展は、自社製品販売の機会獲得の場として有益であるが、他方で、これについて、自社のブランドへのただ乗りを図ったり、アイデア・ノウハウ等も含め、ロゴ、デザイン、技術の盗用を図ったりすることを企図する第三者も存在し、このような者に、不当に自社の利益を害されないよう必要十分な準備、対応を取っておく必要がある。

この点について、十分な対応が取れていないと、具体的には、例えば、以下のような事態となってしまうおそれもある。

- ① 展示会で真正品に関する諸情報を取得した第三者が、先に、商標や、意匠、特許を出願してしまう
- ② 展示会で製品の特長を把握した第三者が、同種製品を製造・販売し、先に、販路を築いてしまう

【展示会の写真】



(2013年／上海市／Marintec China 2013)



(2013年／広州市／中国（広州）国際汽車展覧会)

そのため、これらを防ぐべく、①事前に必要な権利出願をしておき、②展示会出展時も、第三者に不当に自社の利益を侵害されないよう留意して対応する必要がある。

① 権利出願の必要性

製品の特許、商標、意匠等についての権利出願は国毎になされるため、例えば、日本で

出願済みであることの一事をもって、中国での出願を怠るべきではなく、また、先に出願した者が権利を取得するため（先願主義の原則）、できるだけ早く権利出願を行うべきである。

また、「公知」となった特許や、意匠の権利取得は認められないため、権利出願前の情報の公開や、漏洩には十分に留意する必要がある、第三者に真似されては困る技術や標識、デザイン等は公開前に権利出願をなす必要がある。

そのため、以下の3点が肝要である。

- ① 海外で展開の可能性があると思われる製品については、その段階で、日本での権利出願の際に、海外への出願もすませておく
- ② 日本での出願とあわせて、海外での出願についても、委託できる専門家に依頼する等して、効率的な出願をなす
- ③ ①②にかかる費用は、必要な経費として、海外展開検討時には、予め、計上しておく

なお、権利出願により権利を防衛するパターンのほか、例えば、敢えて、特許を取得せず、情報を非公開にしてノウハウ、営業秘密等として権利を防衛することも選択肢の一つであるため、この点は、出願の是非等を検討する際、これによるリスク（何らかの事情で漏洩してしまう等して、「公知」となってしまった場合には、その後、営業秘密性が失われてしまい、十分な防衛ができないこととなり得る点等）も十分に勘案した上、慎重に検討する必要がある。

（参考）権利を取得して保護、営業秘密として保護する場合の相違点等

	特許権等の権利を取得	営業秘密として管理
メリット	法により認められる範囲で排他的独占権を取得可能	秘密内容が他社に明らかとならない 権利化が難しい内容（ノウハウ等）も 営業秘密として保護の対象となり得る
デメリット	出願内容は公開されるため、他社に模倣されるリスク、ないし周辺特許を取られるリスクあり	管理が不適切である等の場合に、法的に「営業秘密」と認められる、法律上の保護を受けられなくなるリスクあり

② 展示会会場内での留意事項

前述のとおり、展示会会場には、他社の情報を取得することを目的とし、不要に情報を提供してしまう場合、前述のリスクが顕在化してしまうおそれがあるため、展示会出展時においても、会場内では、来訪者にむやみに商品の価格表やカタログ等、自社製品に関する情報を渡さないようにする必要がある。

もちろん、展示会会場においては、商機を拡大する場でもあり、その意味では、積極的に情報交換すべき側面もあるため、これらとのバランスを図り、例えば、怪しい客（購入する素振りを見せない者）や、素性不明の者であると判断されるような場合等には、名刺交換だけにとどめ、展示会終了後必要十分な調査を経た上で、改めて、別途カタログを送付する等の対応を取る等が考えられる。また、展示会終了後も、余ったカタログ等を現場に放置、廃棄せず、持ち帰るようにすべきである。

また、中国の展示会では日本に比して写真撮影がなされるケースが多く、なかには、間近で撮影する者も少なくない。この点については、製品の取引にあたっての必要な情報は、製品カタログ等に記載しているものと思われ、これを交付すれば足りると思われる反面、写真撮影を許した場合、デザインの模倣や、技術的に重要な部分に関する情報取得等のために写真撮影がなされるリスクがあるため、これらの点を考慮すれば、展示会会場内における第三者による自社製品の写真撮影は原則として禁止することも検討すべきと考えられる。

2. 展示会における侵害行為の傾向（侵害被疑品の出展減少、商談後卸売市場からの出荷等）

以前は、展示会会場内で、堂々と模倣品を展示して商談がなされる例も散見され、この場合、展示会会場内にて、速やかに摘発を実施し、侵害品の展示行為を排除したり、それとは別途、または、並行して、当該侵害品の展示行為に対し公証認証手続をなし、後に、警告状の送付や、民事訴訟の提起等の対応が取れるようにしたりする等の対応が取られるケースも少なくない状況であった。

しかしながら、現在は、このようなケースは稀であり、侵害品の展示はしないものの、それと類似する製品を展示し、同製品を前提として、実際には、模倣品に関して商談が行われ、その後の実際の取引においては、模倣品の取引がなされるといった例が多くなっている。

【展示される模倣品例】



(2012年／珠海市／Cifex Remaxasia Expo2012／トナー)



(2013年／上海市／上海国際自動車部品、修理検測診断設備及びサービス用品展覧会／ブレーキパッド)



この点については、例えば、侵害品について展示は一切せずに、カタログのみに掲載し、これを配布して、カタログ上の同製品の商談の際、権利者のロゴを付す頃が可能である旨の商談をなしたり、あるいは、ロゴ等は付していない製品で、権利者の製品とデザインが同じ製品（ロゴを付すだけで、権利者の製品を容易に製造可能な製品）を展示して、銅製品の商談の際には、同様に模倣品に関する商談をなしたりする等、一見したところでは、模倣品に関する商談がなされているか否か明らかでない態様で、模倣品ビジネスがなされている場合がある。

【カタログ例】



(2013年／広州市／第114回中国輸出入商品交易会（第二期）／ステンレスボトルのカタログ)



(2012年／珠海市／Cifex Remaxasia Expo2012/インクカートリッジのカタログ)

【商標を付さずに展示される展示品例】



(2012年／珠海市／Cifex Remaxasia Expo2012／インクカートリッジ)



(2013年／広州市／第114回中国輸出入商品交易会（第二期）／ステンレスボトル)

そのため、こういった展示会出展業者については、カタログや展示品等のみから、すなわち、外観等からのみでは模倣行為を確認することができず、これらの業者の模倣行為の有無を確認するためには、模倣品の取引を持ちかける等して情報を積極的に取りに行く必要があります。もし、模倣品の取引に応じているような業者である場合には、展示会終了後に、同業者のビジネスの拠点（販売の現場、製造の現場等）について、改めて、侵害行為の有無を確認する等して、模倣行為が確認されるようであれば、相応の措置を取るといった対応が必要となってくる。

二. 中国の展示会知財保護に関する法律法規

1. 主管機関

展示会における知財保護に関する主管機関、及び主管内容は概ね以下のとおりである。

機関	標識	主管内容
商務部		<ul style="list-style-type: none"> 展示会の知的財産権保護に関し、国家レベルの法律制定 展示会主催者への展示会開催の審査等
工商総局		<ul style="list-style-type: none"> 展示会の知的財産権保護に関し、国家レベルの法律制定 展示会における商標権利侵害への対応について、地方の工商行政管理局を統括
知識産権局		<ul style="list-style-type: none"> 展示会の知的財産権保護に関し、国家レベルの法律制定 展示会における特許権等の侵害への対応について、地方の知識産権局を統括
版權局		<ul style="list-style-type: none"> 展示会の知的財産権保護に関し、国家レベルの法律制定 展示会における著作権の侵害への対応について、地方の版權局を統括
省・市政府	 北京市人民政府	<ul style="list-style-type: none"> 展示会の知的財産権保護に関し、地方レベルの法律制定 展示会主催者への展示会開催の審査等

	 <p>上海市人民政府</p>	
--	--	--

※標識は、各機関のウェブサイトより引用

2. 展示会における知財保護に関する行政法規や各省市の規定に関する紹介及び解説

(1) 展示会知的財産権保護弁法（2006年施行）（2011年意見募集稿）

① 現行法（2006年施行）のポイント

「展示会知的財産権保護弁法」（以下、「展示会知財弁法」という）は、7つの章により構成され、規定内容は以下のとおりである。

章	標題	概要
第1章	総則	本弁法の趣旨、適用範囲、展示会各主体の展示会における知的財産権保護の際の各職責について総括して規定
第2章	苦情処理	苦情受付機関の設置条件および構成、知的財産権者が苦情を申し立てる際に提出すべき資料、知的財産権者の苦情処理請求提出後の手順を規定
第3章	展示会期間中の特許保護	展示会期間中の特許権侵害の苦情処理について詳細に規定
第4章	展示会期間中の商標保護	展示会期間中の商標権侵害の苦情処理について詳細に規定
第5章	展示会期間中の著作権保護	展示会期間中の著作権侵害の苦情処理について詳細に規定
第6章	法律責任	権利侵害事実の成立する案件に対し、各知的財産権行政管理部門がどのように処理すべきかについて規定
第7章	附則	その他の事項について規定

上記のとおり、主として、展示会期間中における知的財産権の侵害に関する対応機関、及び同機関により取れ得る法的措置の内容が記載されており、これを取りまとめると、以下のとおりである。

Step 1 苦情処理申請

権利者が苦情受付期間に苦情を申し出るときは次の資料を提出しなければならない(第8条)。

- ① 合法かつ有効な知的財産権の権利帰属証明：
特許に係る場合は、特許証書、特許公告文書、特許権者の身分証明書、特許法律状態の証明書の提出を要します。商標に係る場合は、苦情を申し出た者が確認の署名押印をした商標の登録証明書、商標権者の身分証明書の提出を要します。著作権に係る場合は、著作権の権利証明書、著作権者の身分証明書の提出を要します。
- ② 権利侵害が疑われる当事者の基本情報
- ③ 権利侵害が疑われる理由及び証拠
- ④ 代理人に委任して苦情を申し出る場合、授權委任状の提出が必要



Step 2 知的財産権行政管理部門への移送

展示会の知的財産権苦情受付機関は、本弁法第8条に適合する苦情資料を受理後、24時間以内に関係の知的財産権行政管理部門へ移送しなければなりません(第11条)。



Step3 知的財産権行政管理部門の処理

- ① 地方知的財産権行政管理部門が苦情又は処理の請求を受理した場合、展示会主催者に通知し、直ちに苦情を受けた者又は被請求人に通知しなければならない（第 12 条）。
- ② 地方の知的財産権行政管理部門は、知的財産権を侵害する苦情又は請求を処理する過程において、展示会の会期に従って、苦情を受けた者又は被請求人に対して答弁する期限を指定できる（第 13 条）。
- ③ 苦情を受けた者又は被請求人が答弁書を提出した後、地方知的財産権行政管理部門がさらに調査する必要を認めた場合を除き、直ちに決定を出し、双方当事者に送付する（第 14 条 1 項）。
- ④ 苦情を受けた者又は被請求人が答弁期限内に答弁書を提出しない場合、地方の知的財産権行政管理部門の決定に影響しない（同条 2 項）。
- ⑤ 展示会終了後、関係する知的財産権行政管理部門は直ちに処理結果を展示会主催者に通告しなければならない。展示会主催者は、展示会の知的財産権保護の統計分析作業を行い、関係の状況を直ちに展示会管理部門に報告しなければならない（第 15 条）。



Step4 侵害認定後の処理

- ① 知的財産権侵害の疑いのある苦情について、地方の知的財産権行政管理部門が権利侵害の成立を認定した場合は、展示会管理部門と共同で出展者に対して処理を行わなければならない（第 24 条）。
- ② **【特許権または実用新案権】**
- ③ 侵害の疑いのある処理請求に対して、地方の知識産権局が権利侵害の成立を認定した場合は、特許法第 11 条第 1 項及び第 57 条に基づき、被請求人に、①展示会場から権利を侵害する展示品の撤収、②権利を侵害する製品を紹介する宣伝資料の廃棄、③権利を侵害する項目を紹介する展示パネルの交換を命じる処理決定をしなければならない（第 25 条 1 項）。
- 【意匠権】**
- ④ 侵害の疑いのある処理請求に対して、被請求人が展示会場でその展示品を販売し、地方の知識産権局が権利侵害の成立を認定した場合は、特許法第 11 条第 2 項及び第 57 条に基づき、被請求人に展示会場から権利侵害の展示品の撤収を命じる処理決定をしなければならない（第 25 条 2 項）。

【特許の冒用、偽称】

- ⑤ 展示会期間中に他人の特許を冒用し又は非特許製品を特許製品と偽称し、非特許方法を特許方法と偽称した場合は、地方の知識産権局が特許法第 58 条及び第 59 条の規定に基づき処罰しなければならない（第 26 条）。

【商標権】

- ⑥ 商標に関する処理請求について、地方の工商行政管理部門が権利侵害の成立を認定した場合は、商標法及び商標法実施条例などに基づいて処罰なければならない（第 27 条）。

【著作権】

- ⑦ 著作権および関係権利の侵害への処理請求について、地方の著作権行政管理部門が権利侵害の成立を認定した場合は、『著作権法』第 47 条の規定に基づき処罰し、権利侵害の展示品及び権利侵害の展示品を説明する宣伝資料を没収、廃棄処分し、展示項目を紹介する展示パネルを交換しなければならない（第 28 条）
- ⑧ 出展者の権利侵害が成立した場合は、展示会管理部門は法に則り出展者に対する公告を行うことができる。出展者が連続 2 回以上権利侵害行為を行った場合は、展示会主催者はその出展者の次回の展示会への出展を禁止しなければならない（第 31 条）。
- ⑨ 主催者による展示会の知的財産権保護が十分でない場合は、展示会管理部門が主催者に対して警告をしなければならず、状況により法に則り次回開催の関係展示会への出展申請を拒絶する（第 32 条）。

※上記はいずれも 「展示会における知的財産権保護弁法（日本貿易振興機構（ジェトロ）北京センター知的財産権部編）」を参照。

②改正（2011年改正意見稿）の方向性、改正内容のポイント

2011年改正意見募集稿は、展示会知財弁法の現行法に対して、抜本的な大きな改正がなされているものではないが、主として2008年の特許法の改正に合わせる改正がなされており、主な改正点は以下のとおりである。

章	標題	改正点概要
第1章	総則	産業協会が展示会に参加する際に展示会における知的財産権を保護する職責に協力すべき事が追加
第3章	展示会期間中の特許保護	「特許の偽称」の権利侵害行為への苦情処理に関する規定を削除 ※この点は、特許法の改正を受け、あわせて改正されたものであり、実質的な変更や影響をもたらすものではない。
第5章	展示会期間中の著作権保護	地方の著作権行政管理部門が苦情を受理しない場合を追記 ※展示会知財弁法において、著作権に関する部分のみ不受理に関する規定がなかったため追加されたものであり、実務上大きな変更や影響をもたらすものではない。
第6章	法律責任	2006年の保護弁法は権利侵害行為が成立する場合について、特許・実用新案と意匠の侵害に対する処罰を分けて規定していたが、意見募集稿は、上記をまとめて規定 ※この点は、特許法の受け、あわせて改正されたものであり、実質的な変更や影響をもたらすものではない。
第7章	附則	その他の事項について規定

(2) 省・市にて制定される弁法

① 地方における弁法一覧

展示会知的財産権弁法に関する地方レベルの法規は、例えば以下のとおりである。

都市	法規	施行年月日	URL
広東省 広州市	広州市展示会知的財産権保護弁法	2009年10月1日	http://www.gz.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/gzgov/s8263/201206/938704.html
北京市	北京市展示会知的財産権保護弁法	2008年3月1日	http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2008-01/16/content_860060.htm
浙江省 義烏市	義烏市展示会知的財産権保護弁法	2011年10月20日	http://hzb.yw.gov.cn/zcfg/bdzc/201209/t20120907_165022.html
山東省 済南市	済南市展示会知的財産権保護弁法	2013年12月1日	http://www.jnipo.gov.cn/zhengwen&zcfg&134.html
山東省 煙台市	煙台市展示会知的財産権保護弁法	2012年6月14日	http://ipo.yantai.gov.cn/ZSCQJZWGK/2013/03/20/10059668.html
湖南省 長沙市	長沙市展示会知的財産権保護弁法	2010年9月1日	http://www.cnipr.com/2010/law/qt/qtgnfl/qtdffg/201009/t20100917_120983.html
福建省	福建省展示会知的財産権管理弁法	2011年7月18日	http://www.fjipo.gov.cn/html/2/96/3200_201221485.html

② 「広州市展示会知的財産権保護弁法」

本弁法は、概ね展示会知財弁法の規定を詳細にしたものであるが、一部、異なる点は以下のとおりである。

条項	概要
第 11 条	被請求人が有効な証拠を提出できない場合、展示会主催者は、出展時の主催者・出展者間の契約に基づき、製品の撤去等の措置を要請できる
第 13 条	出展者の権利侵害が成立した場合、同一展示会への参加を、以降、連続して 3 回拒絶する
第 19 条～ 第 22 条	簡易苦情処理手続が可能
第 23 条 第 24 条	主催者に違反がある場合、改善命令のほか罰金処分も科され得る

③ 「北京市展示会知的財産権保護弁法」

本弁法は、概ね展示会知財弁法の規定を詳細にしたものであるが、一部、異なる点は以下のとおりである。

条項	概要
第 15 条	被請求人が有効な証拠を提出できない場合、展示会主催者は、出展時の主催者・出展者間の契約に基づき、製品の撤去等の措置を要請できる
第 22 条	知的財産権行政管理部門の職責に、知的財産保護にかかる情報提供制度の設定が追加
第 24 条	主催者に違反がある場合、改善命令のほか罰金処分も科され得る

④ 「義烏市展示会知的財産権保護弁法」

本弁法は、展示会知財弁法の規定を詳細にしたものであるほか、一部、展示会知財弁法

の範囲を超えるとも考えられ得る規定を有するものである。そうだとすれば、理論上は、展示会知財弁法を前提とし、これに反するものは効力を有さないとの主張をなすことも考えられるが、同主張が認められるか不安定な部分もあるため、実務上、同主調ができる可能性を踏まえつつも、本弁法の規定にも留意する必要があると考えられる。

条項	概要
第 11 条	<p>前回の展示会で違法行為をなし、その後も継続して、当該展示会においても権利侵害行為について苦情が申し立てられる場合、前回の展示会閉会後に法的手段により処理をなした法律文書を提供する必要があり、これがない場合、申立てを受理しない</p> <p>※法律文書が必ずしも無いケースもあるものと思われ、これを受理のよう検討することは適当でないとも考えられる。</p>
第 12 条	<p>専利権評価報告書を提出しない、あるいは、同報告書において新規性、創造性、実用性等が否定されている場合、苦情申し立てを受理しない</p> <p>※同評価報告は初歩的な証明資料であるため、同報告内容をもって、一律に不受理とすることは適当でないとも考えられる。</p>
第 14 条	<p>展示会における知的財産権侵害行為の立証責任を転換する</p> <p>※但し、この点の実務上の運用は不明である。</p>

⑤ 「済南市展示会知的財産権保護弁法」

本弁法は、概ね展示会知財弁法の規定を詳細にしたものであるが、一部、異なる点は以下のとおりである。

条項	概要
第 9 条	<p>知的財産権権利者等から要求があった場合、関連する事実証明をしなければならない</p>
第 15 条	<p>被請求人が有効な証拠を提出できない場合、展示会主催者は、出展時の主催者・出展者間の契約に基づき、製品の撤去等の措置を要請できる</p>

⑥ 「煙台市展示会知的財産権保護弁法」

本弁法は、概ね展示会知財弁法の規定を詳細にしたものであるが、一部、異なる点は以下のとおりである。

条項	概要
第2条	保護の対象となる権利に「植物新品種権」等の権利を追加
第16条	被請求人が有効な証拠を提出できない場合、展示会主催者は、出展時の主催者・出展者間の契約に基づき、製品の撤去等の措置を要請できる

⑦ 「長沙市展示会知的財産権保護弁法」

本弁法は、概ね展示会知財弁法の規定を詳細にしたものであるが、一部、異なる点は以下のとおりである。

条項	概要
第8条	知的財産権権利者等から要求があった場合、関連する事実証明をしなければならない
第15条	被請求人が有効な証拠を提出できない場合、展示会主催者は、出展時の主催者・出展者間の契約に基づき、製品の撤去等の措置を要請でき、また、嚴重な場合は出展の取消しもできる

⑧ 「福建省展示会知的財産権管理弁法」

本弁法は、概ね展示会知財弁法の規定を詳細にしたものであるが、一部、異なる点は以下のとおりである。

条項	概要
第11条	知的財産権行政管理部門の職責に、知的財産保護にかかる情報提供制度の設定が追加

第 21 条	知的財産権権利者、利害関係者以外の者も苦情処理を提出できる
第 22 条～ 第 23 条	悪意の苦情申立てをなした場合の責任を規定

(3) 「広東省展会專利保護弁法」(2012年10月施行)

URL : http://zwgk.gd.gov.cn/006939748/201209/t20120914_343500.html

本弁法は展示会における特許権の保護にのみ適用されるものであり、商標権や著作権を保護対象とするものではない点に特徴を有する。本弁法は、展示会における特許権の保護について、「展示会知的財産権保護弁法」における特許権の保護の枠組みを維持しているが、他方、一部異なる内容の規定も有している。概要は以下のとおりである。

条項	概要
第14条	外国企業が苦情処理を申し立てる場合、代理人に委託しなければならない
第18条	主催者は専門家を現場に設定して紛争の解決にあたる
第38条～ 第41条	特許行政管理部門は、ブラックリストを作成、行政機構信用システムの構築、情報の公開等をなす
第43条	主催者に違反がある場合、改善命令のほか罰金処分も科され得る

(4) 「国家知識産権局展会管理弁法」

URL : http://www.sipo.gov.cn/yw/2005/200804/t20080401_351324.html

①概要

同弁法の主たる規定内容は以下のとおりである。

概要	主な内容
主催、共催または展示会への参加の基本的原則	<ul style="list-style-type: none">・ 関連する展示会は知的財産権制度の社会的信用構築、および知的財産権に関する見識の普及に有益でなければならないのが基本的な原則である・ 国家知識産権局が重点的に支持する展示会は、これが主催する国際的な展示会およびその他の展示会で、その他の展示会に対しては、国家知識産権局は原則として名義上の協力のみを提供する
関連する展示会の開催できる団体の資格と条件	<ul style="list-style-type: none">・ 国家知識産権局は、関連する展示会を開催できる団体について、厳格な制限を実施し、展示会開催の申請の詳細を規定する・ 関連する展示会の水準と品質を保証するためである
関連する展示会の組織、管理	<ul style="list-style-type: none">・ 展示会開催の申請が承認された後、主催者は通知を發し、参加者を募集し、展示会に参加する技術や製品の知的財産権状況を管理し、展示会にかかる費用を徴収できる・ 展示会に関する総括報告を行う
展示会における知的財産権の保護	<ul style="list-style-type: none">・ 展示会期間中の知的財産権の保護のあり方の概要を規定する
法律責任	<ul style="list-style-type: none">・ 展示会主催者等が展示会開催の際になした違法行為が存する場合の法的責任

②相違点等

本弁法と展示会知財弁法の相違点等は以下のとおりである。

	展示会知的財産権保護弁法	国家知識産権局展会管理弁法
目的	知的財産権の保護	知的財産権の発展を通じた展示会の発展、展示会に対する管理、監督
対象	全展示会	知識産権局、同局直轄機構、同局管理団体の主催、共催、参加する展示会
制定主体	商務部（貿易主管）、国家工商総局（商標権案件主管）、国家版權局（著作権案件主管）、国家知識産権局（特許権案件主管）を含む複数の部門が共同	国家知識産権局
規定内容	主催者の展示会における知的財産権保護の職責、展示会における知的財産権保護の具体的な手順、権利侵害が成立する場合の措置等	主催者・共催者・展示会参加者の基本的原則、関連する展示会の開催を受託できる団体の資格と条件、関連する展示会の開催申請の手順、関連する展示会の組織・管理、および展示会に関する知的財産権保護等

(5) その他

各年における「中国知的財産権保護行動計画」において、展示会における知的財産権保護に関する内容は多くはなく、規定内容も、総じて、抽象的なものが多くなっているが、その内容は以下のとおりである。

年	関連内容
2007	<p>二 法の執行計画 (二) 日常的法執行 3. 「展示会における知的財産権保護弁法」実施を引き続き徹底し、法執行の検査・監督を強化する。</p> <p>四 メカニズム構築計画 (三) 知的財産権保護の通報・苦情サービスセンターのサービス能力の改善と規範化 3. 「知的財産権保護の通報・苦情サービスセンターの展示会における知的財産権保護実施の管理弁法」を発表する。</p>
2008	<p>二 法の執行計画 (二) 日常的法執行の強化 1. 「展示会における知的財産権保護弁法」実施の監督検査を強化し、国内の展示会における知的財産権保護状況公布制度を確立する。</p> <p>四 メカニズム構築計画 (二) 警告、権利保護と監督・管理メカニズムの健全化 6. 展示会の商標監督・管理業務力を拡大し、展示会で認定された商標侵害企業への長期的に効力のある監督・管理を実施する。 (五) 知的財産権保護の通報・苦情サービスセンターのサービス能力の増強 6. 通報・苦情サービスセンターの展示会参入を引き続き推進し、業務メカニズムを完備する。</p> <p>六 育成教育計画 3. 「海外有名展示会の知的財産権保護法律集」を編集し、対外貿易企業、中国の在外経済商務参贊処および地方対外経済貿易部門について涉外知的財産権育成を行う。</p>

2009	<p>八 企業の知的財産保護推進計画</p> <p>5. 主要な展覧会会場に中国知的財産権サービス・ステーションを設置し、参加企業の知的財産意識と紛争処理能力を高める。</p>
2010	<p>二 具体的な取り組み</p> <p>(五) 知的財産権法執行体制・メカニズムの構築業務計画</p> <p>(5) 上海万国博覧会、広州輸出入商品交易会などの大規模展示会を重点にして、著作権保護のメカニズムを取り入れ、展示会における権利侵害海賊版不法行為を断固として取り締る。</p> <p>(七) 知的財産権保護育成教育計画</p> <p>2. 知的財産権普及教育</p> <p>(5) 我が国の「海外進出」しようとする、および海外の展示会に参加する企業向けに、海外権利保護と海外展示会知的財産権保護の訓練を実施する。</p> <p>(九) 企業の知的財産権保護業務の推進計画</p> <p>(3) 海外の主な有名展示会に「展示に参加する中国企業の知的財産権サービス・ステーション」を設立し、中国企業の海外展示会に参加する際の知的財産権保護業務を強化する。</p>
2011	<p>(二) 知的財産権法執行のレベルアップ</p> <p>1. 特別キャンペーン活動の展開</p> <p>(39) 「知的財産権の系統的な法執行特別キャンペーン活動プラン」の徹底を組織し、繰返しの、参加者の多い、悪意の権利侵害および特許詐称行為を断固として取り締まり、知的財産権の通報、苦情受入れに更に力を入れ、知的財産権保護援助センターの建設を推進し、展示会知的財産権の保護を強め、部署間、地域間の法執行協力を強化し、行政法執行と司法保護の協調・協力を推進し、確実に法執行検査と監督・指導を徹底する。</p> <p>(三) 知的財産権サービスの促進</p> <p>(60) 多種の方式を通して引続き企業の知的財産権海外警告と指導情報を発表し、海外知的財産権保護年度報告の編成、業界における特許技術分析報告の発表、企業に対する知的財産権保護教育、引き続き海外の有名な展示会に「中国参加企業に対する知的財産権サービス・ステーション」を設置する等様々な方式を通して、海外における知的財産権保護の体制を整え、我が国の企業が対外貿易関係における重点的涉外知的財産権紛争を処理するのを指導、協力し、企業の海外知的財産権保護センターの試験プログラムを推進する。</p>

2012	(全文の検索できず)
2013	三 知的財産権特別法執行の展開 19.重点展示会、大型イベントにおける知的財産権の法執行保護業務を着実に実施し、重点分野、重点市場を選択して集中検査と整理を実施する。(商務部、知識産権局)

三．展示会主催者・各展会知識産権保護工作服務台（クレームセンター）による取組み状況

1. 各展示会・各展会知識産権保護工作服務台へのヒアリングを実施

(1) 各展示会概要

① 調査対象

本調査において11の展示会に対する調査を実施したが、具体的調査対象は以下のとおりである。

展示会名称	都市名	開催時期
Paperworld China 2013	上海市	2013年9月25-27日
第10回中国国際中小企業博覧会	広東省広州市	2013年9月25-28日
広州交易会	広東省広州市	2013年10月15-19日
中国玩具展	上海市	2013年10月15-17日
Cifex Remaxasia Expo 2013	広東省珠海市	2013年10月16-19日
中国義烏国際小商品博覧会	浙江省義烏市	2013年10月21-25日
2013中国国際工業博覧会	上海市	2013年11月5-9日
FHC CHINA 2013	上海市	2013年11月13-15日
広州国際自動車零部件及用品展覧会	広東省広州市	2013年11月21-23日
中国（広州）国際自動車展覧会	広東省広州市	2013年11月22-30日
Marintec China 2013	上海市	2013年12月3-6日

【各展示会会場外観】



(広州市／第10回中国国際中小企業博覧会
写真)



(広州市／広州交易会)



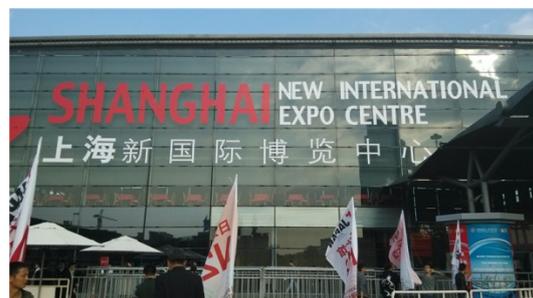
(上海市／中国玩具展)



(珠海市／Cifex Remaxasia Expo 2013)



(義烏市／中国義烏国際小商品博覧会)



(上海市／2013 中国国際工業博覧会)



(广州市／广州国际汽车零部件及用品展览会)



(广州市／中国（广州）国际汽车展览会)



(上海市／Marintec China 2013)



(上海市／FHC CHINA 2013)

② 主催者・展示会規模

いずれの展示会についても、概ね、公的機関の主催するものであり、また、その規模については、中小規模のものから、大規模なものまで、まちまちとなっており、その概要は以下のとおりである。

主催者	展示会規模
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法蘭克福展覽(上海)有限公司 ・ 中国轻工工艺品进出口商会 ・ 広州外貿華南展覽有限公司 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面積：34,500 m² ・ 参加企業：516 社
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家工業・情報化部 ・ 国家發展及び改革委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家財政部 ・ 国家商務部 ・ 国家工商行政管管理局 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面積：11,000 m² ・ 参加企業：2,410 社
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中華人民共和国国家商務部 ・ 広東省人民政府 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面積：116 万 m² ・ 参加企業：24,517 社
<ul style="list-style-type: none"> 中国玩具及び幼児用品協会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面積：83,000 m² ・ 参加企業：約 1,000 社
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中国国際貿易促進委員会珠海市分会 ・ 珠海再生時代文化传播有限公司 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面積：30,000 m² ・ 参加企業：432 社
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家商務部 ・ 浙江省人民政府 ・ 中国国際貿易促進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国軽工業聯合会 ・ 中国商業聯合会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面積：180,000 m² ・ 参加企業：2,747 社

<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家工業・情報化部 ・ 国家発展及び改革委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国家科学技術部 ・ 国家教育部 ・ 国家商務部 ・ 中国工程院 ・ 中国国際貿易促進委員会 ・ 国家工商行政管管理局 ・ 上海市人民政府 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面積：160,000 m² ・ 参加企業：2,000 社
<ul style="list-style-type: none"> ・ 華漢國際會議展覽（上海）有限公司 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面積：54,000 m² ・ 参加企業：1,500 社
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広州市人民政府 ・ 広東省経済和信息化委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国對外貿易中心 ・ 中国機械工業聯合会 ・ 中国汽車工業協會 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面積：50,000 m² ・ 参加企業：800 社
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広州市人民政府 ・ 広東省経済和信息化委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国對外貿易中心 ・ 中国機械工業聯合会 ・ 中国汽車工業協會 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面積：200,000 m² ・ 参加企業：590
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中華人民共和国工業和信息化部 ・ 中華人民共和国交通運輸部 ・ 上海市人民政府 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 面積：70,000 m² ・ 参加企業：1,700 社

③ クレームセンターの概要

【各クレームセンター外観】

また、各展示会におけるクレームセンターの名称はそれぞれであるが、総じて、職員数は数名程度と少数の場合が多く、また、センター長については、公的機関側から派遣されるパターンと展示会側から派遣されるパターンがあり、それぞれ、詳細は以下のとおりである。

なお、義烏市の「中国義烏国際小商品博覧会」において、突出してクレームセンター職員数が多いのは、同市が特に小商品について、主力の事業として注力しており、その一環として知財保護にも注力しているのためと考えられる。

展示会名称	知識産権保護工作服務台 (クレームセンター) 名称	職員数	センター長
Paperworld China 2013	知識産権投訴受理機構	2	知識産権局より派遣された弁護士
第10回中国国際中小企業博覧会	知識産権保護工作服務台	3	不明
広州交易会	行政センター	4	不明
中国玩具展	知識産権事務室	2	展示会と提携する会社の職員
Cifex Remaxasia Expo 2013	現場連合執法事務室	不明	不明
中国義烏国際小商品博覧会	知識産権事務室	36	工商行政管理局職員
2013中国国際工業博覧会	法律諮詢事務室	1	不明
FHC CHINA 2013	※設置なし	—	—
広州国際自動車零部件及用品展覧会	専利版權諮詢センター	1	不明
中国(広州)国際自動車展覧会	専利版權諮詢センター	1	不明
Marintec China 2013	知識産権諮詢事務室	3	・知識産権局職員 ・展示会開催者職員



(广州市／第 10 回中国国際中小企業博覧会
写真)



(广州市／广州交易会)



(上海市／中国玩具展)



(珠海市／Cifex Remaxasia Expo 2013)



(義烏市／中国義烏国際小商品博覧会)



(上海市／2013 中国国際工業博覧会)



(广州市／广州国际汽车零部件及用品展览会)



(广州市／中国（广州）国际汽车展览会)



(上海市／Marintec China 2013)

2. 各展示会の知財保護宣伝、各展会知識産権保護工作服務台（クレームセンター）が公布する規定

知的財産権の保護等に関する規定については、明確に定められ、開示されている場合が多いが、一部の展示会においては、規定がないものや、そもそも規定の有無を含め開示をしないという展示会もあり、詳細は以下のとおりである。

なお、規定内容は、弁法の内容を受けて、運用等を規定するものである。

展示会名称	規定名称	主な規定内容
Paperworld China 2013	<ul style="list-style-type: none"> ・「展示会現場知識産権保護規則」 ・「有関本展示会的知識財産保護告知事項」 ・「知識産権現場管理及投訴程序」 	<ul style="list-style-type: none"> ① クレームセンターの職責 ② 出展者の責任 ③ 投訴の流れ ④ 投訴条件 ⑤ 処理方法 ⑥ 投訴人への制限
第10回中国国際中小企業博覧会	無	無
広州交易会	<ul style="list-style-type: none"> ・「広交会商標侵權糾紛接受投訴、處理流程」 ・「広交会版權侵權糾紛接受投訴、處理流程」 ・「広交会專利侵權糾紛接受投訴、處理流程」 	<ul style="list-style-type: none"> ① 投訴の流れ ② 投訴条件 ③ 処理方法
中国玩具展	無	無
Cifex Remaxasia Expo 2013	ケース・バイ・ケース 規定は開示しない	ケース・バイ・ケース 規定は開示しない
中国義烏国際小商品博覧会	「義烏市展会知識産権保護办法」	<ul style="list-style-type: none"> ① 展示会の主管政府機構 ② 展示会、展示会クレームセンター、出展者の責任 ③ 投訴の流れ ④ 投訴条件 ⑤ 処理方法

2013 中国国際工業 博覧会	規定はあるが、名称は開示しない	内容は開示しない
FHC CHINA 2013	無	無
広州国際自動車零部 件及用品展覧会	<ul style="list-style-type: none"> ・「展会商標侵權行政处理的程序、權利人向工商部門投訴時應該提交的資料」 ・「專利糾紛投訴須知」 ・「版權侵權糾紛接受投訴、处理流程」 	<ul style="list-style-type: none"> ① 投訴の流れ ② 投訴条件 ③ 处理方法
中国（広州）国際汽 車展覧会	<ul style="list-style-type: none"> ・「展会商標侵權行政处理的程序、權利人向工商部門投訴時應該提交的資料」 ・「專利糾紛投訴須知」 ・「版權侵權糾紛接受投訴、处理流程」 	<ul style="list-style-type: none"> ① 投訴の流れ ② 投訴条件 ③ 处理方法
Marintec China 2013	「知識産權侵權投訴处理規定」	<ul style="list-style-type: none"> ① クレームセンターの職責 ② 出展者の責任 ③ 投訴の流れ ④ 投訴条件 ⑤ 处理方法 ⑥ 投訴人への制限

3. 投訴手続きの紹介（事前審査、展示会期間中の巡査、投訴窓口の設置、投訴後の手続き）

① 事前審査、展示会期間中の巡査

事前審査については、一定程度、何らかの形で実施されている場合が多いが、営業許可書の確認にとどまるようなパターンもあり、必ずしも、十分な事前審査がなされているはいえないものと考えられる。

また、展示期間中の巡査についても、2つの展示会でのみ実施されているとのことであり、知的財産権侵害行為の是正にとっては、それほど有効な手段となっていないものと考えられる。

詳細は、以下のとおりである。

展示会名称	事前審査の内容	展示会期間中の巡査の有無、内容
Paperworld China 2013	① 営業許可書の確認 ② 経営範囲の確認 ③ 出展した製品の権利登録、授権内容の確認	無
第10回中国国際中小企業博覧会	① 営業許可書の確認 ② 経営範囲の確認 ③ 出展した製品の権利登録、授権内容の確認	無
広州交易会	① 営業許可書の確認 ② 経営範囲の確認 ③ 出展した製品の権利登録、授権内容の確認	① 営業許可書の確認 ② 営範囲の確認 ③ 出展者への法律の指導
中国玩具展	無	無
Cifex Remaxasia Expo 2013	ケース・バイ・ケース 運用は開示しない	ケース・バイ・ケース 運用は開示しない

中国義烏国際小商品博覧会	① 出展した製品の権利登録、授権内容の確認	① 出展した製品の権利登録、授権内容の確認
2013 中国国際工業博覧会	① 営業許可書の確認	無
FHC CHINA 2013	① 営業許可書の確認	無
広州国際自動車部品及用品展覧会	① 営業許可書の確認 ② 経営範囲の確認 ③ 出展した製品の権利登録、授権内容の確認	無
中国（広州）国際自動車展覧会	① 営業許可書の確認 ② 経営範囲の確認 ③ 出展した製品の権利登録、授権内容の確認	無
Marintec China 2013	無	無

② 必要書類、投訴後の手続き

投訴に必要な資料や、投訴後の手続きについては、いずれの展示会においても総じて明確であり、かつ概ね共通しているが、特に、「中国玩具展」や「2013 中国国際工業博覧会」においては、クレームセンターが交付する規定は無いものの、必要資料や手続きは明確であり、この点は、規定の有無にかかわらず概ね明確であるといえるものと考えられる。

展示会名称	投訴に必要な資料	投訴後の手続き
Paperworld China 2013	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利証書 ・ 営業許可書等商標権者身分証明 ・ 授権書 ・ 権利侵害業者の情報 ・ 侵害事実に関する証拠 	<ul style="list-style-type: none"> ① 資料及び証拠の審査 ② 現場確認 ③ 現場処理

第10回中国国際中小 企業博覧会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利証書 ・ 営業許可書等商標権者身分証明 ・ 授権書 ・ 権利侵害業者の情報 ・ 侵害事実に関する証拠 	<ul style="list-style-type: none"> ①資料及び証拠の審査 ②現場確認 ④ 現場処理
広州交易会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利証書 ・ 営業許可書等商標権者身分証明 ・ 授権書 ・ 権利侵害業者の情報 ・ 侵害事実に関する証拠 	<ul style="list-style-type: none"> ①資料及び証拠の審査 ②現場確認 ④ 現場処理
中国玩具展	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利証書 ・ 営業許可書等商標権者身分証明 ・ 授権書 ・ 権利侵害業者の情報 ・ 侵害事実に関する証拠 	<ul style="list-style-type: none"> ①資料及び証拠の審査 ②現場確認 ④ 現場処理
Cifex Remaxasia Expo 2013	ケース・バイ・ケース 運用は開示しない	ケース・バイ・ケース 運用は開示しない
中国義烏国際小商品 博覧会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利証書 ・ 営業許可書等商標権者身分証明 ・ 授権書 ・ 権利侵害業者の情報 ・ 侵害事実に関する証拠 	<ul style="list-style-type: none"> ①資料及び証拠の審査 ②現場確認 ② 現場処理
2013 中国国際工業博 覧会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利証書 ・ 営業許可書等商標権者身分証明 ・ 授権書 ・ 権利侵害業者の情報 ・ 侵害事実に関する証拠 	<ul style="list-style-type: none"> ①資料及び証拠の審査 ②現場確認 ③ 現場処理
FHC CHINA 2013	無	無

広州国際自動車零部件 及用品展覧会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利証書 ・ 営業許可書等商標権者身分証明 ・ 授權書 ・ 権利侵害業者の情報 ・ 侵害事実に関する証拠 	<ul style="list-style-type: none"> ①資料及び証拠の審査 ②現場確認 ④ 現場処理
中国（広州）国際汽 車展覧会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利証書 ・ 営業許可書等商標権者身分証明 ・ 授權書 ・ 権利侵害業者の情報 ・ 侵害事実に関する証拠 	<ul style="list-style-type: none"> ①資料及び証拠の審査 ②現場確認 ② 現場処理
Marintec China 2013	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利証書 ・ 営業許可書等商標権者身分証明 ・ 授權書 ・ 権利侵害業者の情報 ・ 侵害事実に関する証拠 	<ul style="list-style-type: none"> ①資料及び証拠の審査 ②現場確認 ⑤ 現場処理

④ 投訴後の処理方法、処罰内容等

投訴後の処理については、概ね、是正命令を実施するという点については共通しているものの、製品の押収、罰金、保証書発行の要請については、実施するか否か、その基準については、展示会ごとに運用が異なっており、特に、押収という処理については、総じて消極的である。

また、権利侵害該当性の判断の難易度に鑑み、商標権侵害の場合と、特許権侵害の場合で処理方法に差異を設けている場合も散見され、総じて、この判断が難しい後者については、是正命令の実施のみとする場合が少なくない。

詳細は、以下のとおりである。

展示会名称	投訴後の処理方法、処罰内容等
Paperworld China 2013	<p style="text-align: center;">是正命令の実施</p> <p style="text-align: center;">是正命令に従わない場合、展示会中は押収</p>

第10回中国国際中小企業博覧会	製品の押収、是正命令の実施 ※もともと、特許権侵害の場合、権利侵害に当たるかどうかの判断が困難であることから、実務上、上記については実施せず、出展者に対して権利侵害疑義品の撤去を事実上要請する一方で、権利者に対して出展者の所在地における当局に対して正式に申立てをなすよう助言
広州交易会	対象製品の押収 ※商標権侵害の場合に限る 是正命令の実施 保証書発行の要請
中国玩具展	是正命令の実施
Cifex Remaxasia Expo 2013	ケース・バイ・ケース 運用は開示しない
中国義鳥国際小商品博覧会	権利侵害品の出展回数が1~2回目の場合には保証書発行を要請 3回目以降の場合には、一時的な押収実施も検討（状況に応じて、押収するかどうかを判断）
2013 中国国際工業博覧会	是正命令の実施
FHC CHINA 2013	無
広州国際自動車部品及用品展覧会	是正命令、罰金等
中国（広州）国際自動車展覧会	是正命令、罰金等
Marintec China 2013	運用は開示しない

4. 各クレームセンターでの処理状況（投訴件数、特徴的な事例・執行機関との連携事例、クレームセンター職員の出向元・法的権限、会期外の対応可否・連絡先、会期が短い場合の実務上の課題等）。

① 投訴件数

投訴件数については、全体件数、知的財産権別の内訳、いずれについても、開示しない場合が少なくなかった。詳細については、以下のとおりである。

展示会名称	知的財産権別投訴件数			
	商標権	専利権 (特許・実用新案・意匠)	著作権	その他
Paperworld China 2013	0	0	0	0
第10回中国国際中小企業博覧会	開示されず	開示されず	開示されず	開示されず
広州交易会	開示されず	開示されず	開示されず	開示されず
中国玩具展	0	1	0	0
Cifex Remaxasia Expo 2013	開示されず	開示されず	開示されず	開示されず
中国義烏国際小商品博覧会	開示されず ※類似商標権侵害及び図形商標権侵害が多い	開示されず ※商標権侵害と比べれば、少ない。意匠権侵害が比較的多い	開示されず ※極めて少ない	開示されず
2013 中国国際工業博覧会	開示されず	開示されず	開示されず	開示されず
FHC CHINA 2013	開示されず	開示されず	開示されず	開示されず

広州国際自動車 部品及用品展覧 会	開示されず	開示されず	開示されず	開示されず
中国（広州）国際 自動車展覧会	開示されず	開示されず	開示されず	開示されず
Marintec China 2013	1	14	0	0

② 特徴的な事例・執行機関との連携事例

この点は、以下のとおり、特徴的な事例や、執行機関との連携事例はない、とのことであった。

展示会名称	特徴的な事例・執行機関との連携事例
Paperworld China 2013	無
第10回中国国際中小 企業博覧会	開示されず
広州交易会	開示されず
中国玩具展	無
Cifex Remaxasia Expo 2013	開示されず
中国義烏国際小商品 博覧会	無
2013 中国国際工業博 覧会	開示されず
FHC CHINA 2013	無
広州国際自動車零部 件及用品展覧会	無

中国（広州）国際汽車展覧会	無
Marintec China 2013	無

③ クレームセンター職員の出向元・法的権限

クレームセンター職員の出向元については、概ね、公的機関である場合が多かった。「中国義烏国際小商品博覧会」については、職員数が36人と多数にのぼったことに応じて、出向元の数も6つの機関と多くなっている。

また、法的権限については、「クレームの審査、処理」との回答が多く、出向元の機関の管轄外の権利侵害行為についても同様に対応できるかのような回答となっているが（例えば、出向元が知識産権局である場合、商標権侵害や著作権侵害については管轄外となることも考えられるが、特段、この点を区別することなく、一様に「クレームの審査、処理」が可能という回答となっているが）、これは、実務上、そもそも、厳密な意味での法的措置をとるケースは少なく、実務上、出展者に要請して展示を止めさせることで対応ができていたためであると思われる。

詳細については、以下のとおりである。

展示会名称	クレームセンター職員の出向元	法的権限
Paperworld China 2013	・ 知識産権局 ・ 展示会主催者	未回答
第10回中国国際中小企業博覧会	・ 知識産権局 ・ 税関 ・ 出入境検査検疫局	クレームの審査、処理
広州交易会	・ 工商行政管理局	クレームの審査、処理
中国玩具展	・ 展示会主催者と提携する業者	対応方法の助言
Cifex Remaxasia Expo 2013	不明	ケース・バイ・ケース 運用は開示しない
中国義烏国際小商品	・ 工商行政管理局	クレームの審査、処理

博覧会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質量監督局 ・ 税関 ・ 科技局⇒正式名称です ・ 出入境検査検疫局 ・ 文化広電新聞出版局 	※重大な案件でない限り、押収等の強制措置を取ることはなく、これまでも、取ったケースはない。
2013 中国国際工業博覧会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知識産権局 	クレームの審査、処理
FHC CHINA 2013	無	無
広州国際自動車部品及用品展覧会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工商行政管理局 	クレームの審査、処理
中国（広州）国際自動車展覧会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工商行政管理局 	クレームの審査、処理
Marintec China 2013	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知識産権局 	無

④ 会期後の対応、会期後のための対応の有無、内容、連絡先

展示会会期後の対応としては、次回の展示会に備えて当該会期において権利侵害行為が確認された業者を一覧化したブラックリストを作成する 경우가最も多く、その他、権利侵害業者に対する摘発や訴訟に役立てるため、権利侵害品の写真撮影に同行したり、権利侵害品が当該展示会において当該業者により展示されていた事実を示した認定書面を発行するといった対応も、一部では取られている。

また、連絡先については、開示される例も少なくないが、特に、具体的な事後的対応を予定するものではなく、当方からの聞き取りに応じて回答したに過ぎない側面もあると思われる。

詳細は、以下のとおりである。

展示会名称	会期後の対応、会期後のための対応の有無、内容	連絡先
Paperworld China 2013	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブラックリストの作成 ・ 現場で対象製品の写真撮影に同行 	開示

第10回中国国際中小企業博覧会	無	非開示
広州交易会	・ブラックリストの作成	開示
中国玩具展	無	開示
Cifex Remaxasia Expo 2013	不明	開示
中国義烏国際小商品博覧会	・ブラックリストの作成 ・対象業者管轄の当局（工商行政管理局や質量監督局等）への通知	開示
2013 中国国際工業博覧会	・対象製品が出展された旨の認定書面の発行	開示
FHC CHINA 2013	無	無
広州国際自動車部品及用品展覧会	・ブラックリストの作成	開示
中国（広州）国際自動車展覧会	・ブラックリストの作成	開示
Marintec China 2013	不明	無

③ 会期が短い場合の実務上の課題

展示会会期中のクレームセンターの活動に伴う実務上の問題については、概ね、会期が短いことによる弊害をあげる場合が多かったほか、当該会期中に当該展示会の中で解決を図ることよりも、そこでは可能な範囲内の対応とし、会期後に摘発や訴訟にて解決を目指すべきとの回答もあった。

詳細は、以下のとおりである。

展示会名称	実務上の問題
Paperworld China 2013	展示会会期が限られている一方で、特許の鑑定は時間かかることから、特許権侵害疑義品について、主に製品の撤去のみ要請
第10回中国国際中 小企業博覧会	展示会会期が限られている一方で、特許の鑑定は時間かかることから、特許権侵害疑義品について、主に製品の撤去のみ要請
広州交易会	特許の鑑定は時間かかり、対応が困難
中国玩具展	特許の鑑定は時間かかり、対応が困難
Cifex Remaxasia Expo 2013	不明
中国義烏国際小商 品博覧会	展示会会期が限られており、当該会期中に権利侵害の是非を確定することが困難 ※権利侵害該当性について反論がある場合には、出展業者に対して対象製品の展示品の取下げを推奨するにとどまらざるをえない
2013 中国国際工業 博覧会	無
FHC CHINA 2013	無
広州国際自動車零部 件及用品展覧会	展示会会期が限られており、当該会期中に権利侵害の是非を確定することは困難 ※証拠を保全した上、会期後の摘発や訴訟で対応すべき
中国（広州）国際汽 車展覧会	展示会会期が限られており、当該会期中に権利侵害の是非を確定することは困難 ※証拠を保全した上、会期後の摘発や訴訟で対応すべき
Marintec China 2013	不明

四．展示会出展時の留意点・展示会に於ける侵害調査の進め方

1. 海外出展時の自社内確認事項（権利化、先行権利調査、ノウハウ）及び留意点

海外では、外資規制、品質・ブランド管理、知的財産権の管理、秘密情報の管理等、国内では想定し難いような問題やリスクに直面する可能性が相対的に高いことを踏まえ、できる限りの事前準備が求められる。

知的財産権の侵害（模倣品）については、模倣品が買われることによる売り上げ減少のほか、自社の信頼やブランド価値を損なうだけでなく、重大事故の原因や消費者の健康・安全・安心に対する脅威にもなりえるほか、仮に模倣品で問題が発生し、製造者責任を裁判等で問われた場合には、自社に責任がないことを自ら立証しなければならず、そのための費用と労力は膨大なものとなり得るものであって、深刻な問題であるため、海外進出前に、これへの対応に一定の費用がかかりうることを予め想定する必要があるほか、できる限り模倣品がでないよう、また、模倣品がでた場合に対応が取れるだけの権利取得等の準備が肝要となる。

また、知的財産権を取得していない営業秘密やノウハウ等に関しては、仮にコアの技術やノウハウが漏えいしてしまうと、市場における競争力を失いかねない等、致命的な問題に発展することになるため、特に、品質・ブランドの管理と同様に、必要十分な情報の管理、契約書の締結等により、営業秘密やノウハウの流出を極力避けることが重要となる。

他方、海外において、あらゆる不測の事態を予測することは困難であり、また、特に後進国においては、法制度が未熟であったり、遵法精神が希薄であったりすることがあり、情報やノウハウの漏洩を絶対に防ぐということは難しく、ある程度の漏えいはやむを得ないと割り切ったうえで、競合他社よりも早く新技術や付加価値を創出したり、コアな部分はそもそも海外に出さないという対応を検討することも必要となる。

(1) 国内に留める技術と海外に移転する技術の峻別

海外進出の大きな理由の一つとして、品質のよい品物を低コストで効率よく製造し、海外の顧客を獲得する、というものがあるが、そのために必要な技術（製造技術・生産技術）の移転は必要となってくる。この点は、すなわち、これらの技術を国内に留めておくことができず、流出の可能性が相対的に高い海外に移転しなければならないリスクをはらむものであるため、進出前に、このリスクについて、十分に勘案し、移転する場合には、入念な流出対策が必要となる。

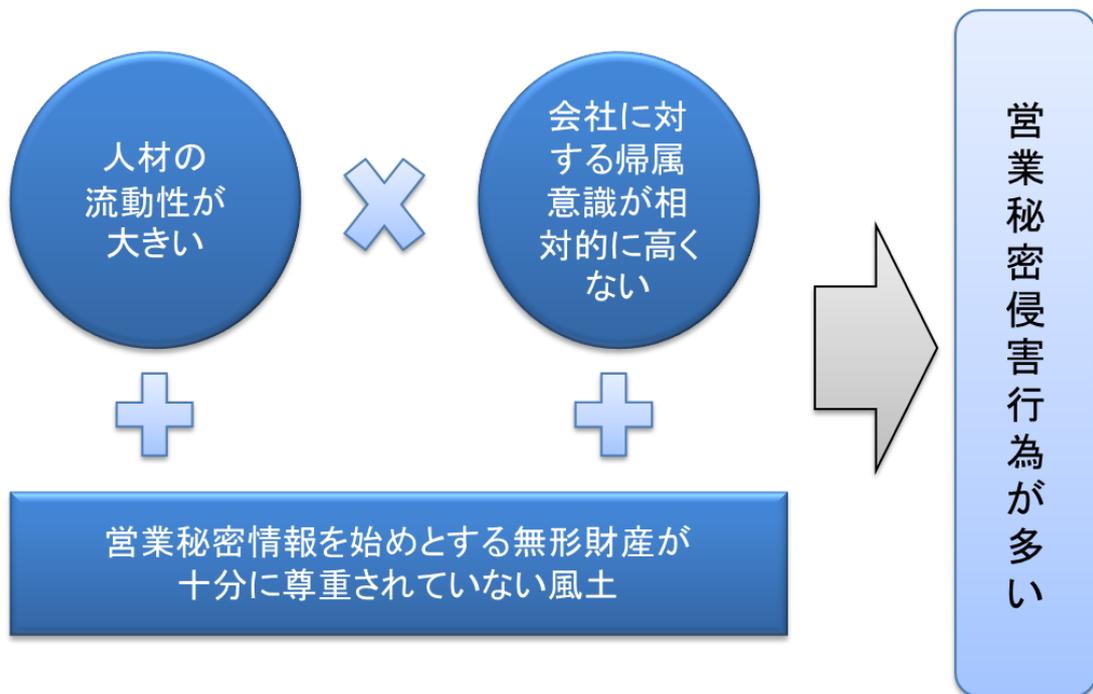
(2) 早期権利出願

海外での技術の権利化は、費用負担が小さくないことから見送られケースも散見されるが、これによるリスクは大きく、特段の事情がない限り、必要な権利化の措置は講じておくべきであり、これにかかる費用は、海外進出時の必要経費であるものとして、予め、見込んでおくべきものである。

また、製品の特許、商標、意匠等についての権利出願は国毎になされるため、例えば、日本で出願済みであることの一事をもって、中国での出願を怠るべきではなく、また、先に出願した者が権利を取得するため（先願主義の原則）、できるだけ早く権利出願を行う必要がある。

(3) 営業秘密としての保護

特に、中国においては「人」を通じての技術流出が最も懸念される場所であり、個人の向上心が強い中国では、多くの企業を転々とするのが高い能力を示すステイタスにもなっており、人材は極めて流動的であるため、この点を念頭においた情報の管理を、厳重に行うことが重要である。



(4) 展示会出展時の留意点

展示会会場には、他社の情報を取得することを目的として来場する者も少なくなく、展示会出展時には、自社製品に関する情報、知的財産権の防衛を図る必要があるとともに、展示会において、自社の権利を侵害する行為がなされている場合もあるため、このような侵害行為を確認した場合にどのような措置が取れるのか、どのような場合に措置をとるのか、事前に検討しておく必要がある。

項目	具体的チェック内容
自社製品に関する情報の管理	<input type="checkbox"/> 自社製品のカタログ等をむやみに配布しない <input type="checkbox"/> 写真撮影をさせない
知的財産権保護制度の有無、内容の確認	<input type="checkbox"/> 展示会における苦情受付期間の有無を確認 <input type="checkbox"/> 苦情受付期間に申し立てる場合の必要書類の内容を確認
第三者の侵害行為への対応の準備	<input type="checkbox"/> 侵害行為の有無、内容の調査を、専門の調査会社に委託する <input type="checkbox"/> 侵害行為の公証を予定している場合は公証人を事前に手配する

2. 侵害被疑品を見つけた場合の対処法（クレームセンターへの通報、調査会社を通じた証拠収集等）と、権利者が事前に用意すべきもの

（1）展示会会期中の対応

展示会期間中の対応としては、以下が考えられるが、いずれも、会期が限られた中で、迅速に行う必要があることから、委託先の調査会社等の打合せ、必要書類等の準備を含めた、事前準備が肝要となる。

- ①クレームセンターへの通報
- ②調査会社等を通じた違法行為に関する調査
- ③違法行為に関する証拠化

① クレームセンターへの通報

前述のとおり、会期が限られた中で、迅速に行う必要があることから、①について、事前の必要書類等の準備をしておくべきほか、現場で判断に迷う時間も取り難いことから、クレームセンターへの通報をするか否かの基準等を予め決めておくことが望ましい。

また、同じく前述のとおり、展示会における違法行為の態様も従前のそれとは変わってきており、最近でにカタログやノーブランド製品サンプル等を前提に、模倣品の商談をしているケースも少なくないため、通報の対象となる行為自体を確認することが困難となっ

てきているため、この点につき、調査会社へ調査を委託することも検討すべきである。

そして、最近では、商標権の侵害行為のみならず、意匠権、特許権等の侵害行為も増加しつつあり、意匠権侵害であればまだ外観から判断できる余地があるが、特許権侵害となると、外観のみでは判断が難しく、出店者に対し、商談を持ちかける中で必要な情報を取得したり、展示品サンプルの機能紹介を受けたりする等して、特許権侵害にかかる情報を取得する必要があるため、やはり、調査会社へ調査を委託することも検討すべきと思われる。

なお、この場合であっても、製品を分解・分析しなければ侵害の有無を確認できないような権利については、限られた展示会会期中において、即時侵害行為を確認することが困難であるため、会期中に侵害行為を確認してクレーム処理をする、という方法ではなく、会期中は権利侵害の疑いがある製品のピックアップに留め、後に、製品サンプルを購入、分析する等して展示会後の対応とあわせた対応が必要となってくる点にも留意すべきと思われる。

ポイント	備考
事前準備の重要性	会期が短く、会期中に対応しない場合、証拠が散逸してしまうため、必要書類等の事前の準備が必要
違法行為確認の前提となる調査の必要性	展示会ブースにおいて堂々と模倣品を展示する明らかな違法行為は減少し、展示しないものの商談時のみ提示するような違法行為へと移行していることから、違法行為の確認のために調査会社に委託した上での調査が必要
意匠権、特許権等への対応	意匠権侵害、特許権侵害についても調査対象とすることが必要
会期後の対応との連動	特に、直ちに侵害の有無を確認できない内容の特許権侵害のような場合には、会期中には、侵害疑義行為の確認に留め、会期後に改めて侵害行為を確認し、適切な対応を取ることが必要

なお、クレームセンターの通報により、摘発が実施できる場合の対応フロー、留意点等は以下のとおりである。

Step1

対象出展業者の知的財産権侵害にかかる情報、及びその他必要資料（委任状、権利証書等）をもって、知的財産権侵害クレーム窓口にて摘発申立を実施

Step2

申立に基づき、知的財産権侵害クレーム窓口の担当者が、疑義業者及び疑義品に対する検査を実施して、権利侵害に該当するか否かを判断

Step3

権利侵害であると認定された場合、法律に従い、現場において当局より権利侵害製品を押収、或いは、権利侵害品の撤去を要請

Step4

法律に従い、当局より、上記の権利侵害業者に処罰（押収品の没収、罰金等）を下す

～留意点～

- 展示会の開催者は、主に出展者の参加を通じて利益を得ていることから、出展者に対して厳罰を下すことを望まない場合が少なくなく、また、後述のとおり、当局としても押収してもその後処罰まで下せない場合が多いこともあって、結果的に権利侵害品の押収より比較的処罰の軽い、撤去の要請を行う場合も多い

- 通常、現場における③の処分から④の処罰まで同一の当局の管轄地にて完了しなければならないところ、展示会の開催期間が短く、また、多くの出展者は展示会所在地とは別の管轄地に所在することから、実務上、④の処罰については下されない場合も多い

① 調査会社を通じた証拠収集

展示会は、模倣品の中国内での販売のみならず、中国外への販売についても、商談の機会となっており、そのため、中国全土はもとより、海外からもバイヤー等が来場しており、ここで、模倣品の商流が形成されてしまうおそれがあり、万一、これが形成されてしまった場合の、模倣品拡散による被害は大きい。

そのため、展示会における知的財産権侵害行為の有無等を調査することが有益である。この場合の調査項目の一例は、以下のとおりである。

【調査項目の一例】

項目	詳細
展示会概要	展示会主催者、出展者数、来場者数、商談成約高、その他トピックス
取締体制	知的財産権侵害クレーム窓口の有無と写真 同窓口の執行機関常駐者人数（AIC、IPO、著作権局）及び写真クレームの実態をヒアリング調査（クレーム数、摘発数）
模倣品出展企業	展示ブース No. 名刺、又は代表者、所在地、電話番号、メールアドレス
侵害状況	デッドコピー、商標権、専利権、著作権、その他
模倣品単価	FOB 価格、標準販売価格など
展示品写真の撮影	無
模倣品製造企業	名称、所在地、電話番号、メールアドレスなど
販売流通情報	輸出又は国内販売のみ、販売実績（年間販売高） カタログ、商品ラベル、商品サンプル、その他侵害品資料

また、前述のとおり、展示ブースに堂々と模倣品を展示しているケースは少なくなってきたおり、そのため、調査手法としても、外部からの視認のみではおよそ意味がなく、展示会出店業者と接触し、ヒアリング等を通じて、積極的に情報を取得しに行く必要があるほか、展示会出典業者数は数百、数千にのぼる場合もあり、これらを、1業者ごとに全て綿密かつ詳細に調査することは、数日間という会期の制限があることから現実的でなく、効率的、かつ現実的な調査手法により調査を実施する必要がある。この場合の調査手法の一例としては、以下が考えられる。

Step1

展示物、カタログについて、外部より客観的に確認し、①展示物、カタログの双方について、ブランドが付されていないもののデザインが真正品と類似するものの有無、②カタログ上の権利者のブランド名の記載の有無を確認

Step2

① ②のいずれかを有する者を、模倣品を取り扱う可能性がある業者としてピックアップ

Step3

同業者に対しヒアリングを実施

違法行為に関する証拠化

上記摘発に先立ち、あるいは、上記摘発を実施しない場合で展示会終了後の対応に備える必要がある場合、必要に応じて、展示会における侵害行為について公証認証手続きを取ることと考えられるところ、この場合の対応ステップは以下のとおりである。なお、展示会の開催期間が短く、また、公証人の手配に数週間程度要することがあり得ることから、展示会にて公証を実施する場合、展示会に先立つ事前準備が重要となる。

Step1

展示会開催前の3～4週間より公証人の手配

Step2

展示会当日、侵害行為が確認された場合、公証手続を実施

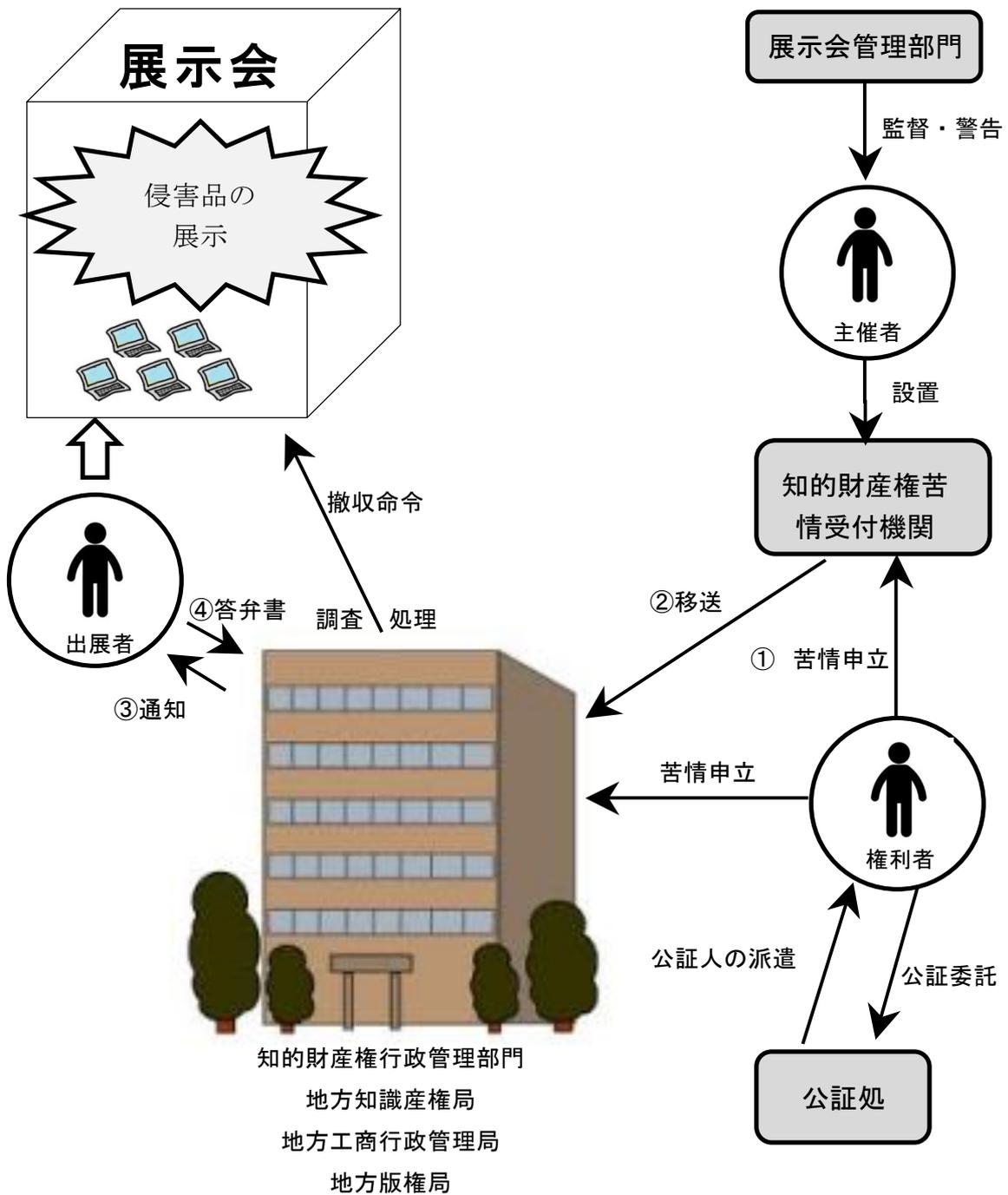
Step3

後日、公証書などの証拠資料を取得

～留意点～

- 公証人は、展示会期間中、公証処にてスタンバイし、違法行為があり公証を希望する旨の連絡を受けた場合、展示会会場に来場して公証を実施するケースが多い
- 交渉の対象としては、展示物、名詞、カタログ等となる場合が多いが、展示会会場内にてサンプル品を購入できる場合もあり、その場合は、侵害疑義品の販売行為もあわせて公証の対象とする

② 展示会における対応フロー



(2) 展示会会期後の対応

違法行為が現認された場合、違法行為が疑われる場合については、当該業者は、通常の業務における拠点においても、侵害行為におよんでいる可能性もあり、そのため、同業者の事業拠点（販売業者であれば店舗・倉庫、製造業者であれば製造現場等）に対する調査の是非、摘発等の是非を検討することが有用である。

また、展示会期間中に侵害疑義行為を公証しているような場合には、かかる公証書を証拠とした対応を念頭に置き、訴訟等を見据えた対応を検討することも考えられるが、この場合でも、対象業者の通常の業務の実態、所在地、資力等を事前に調査する必要がある、前述と同様、同業者の事業拠点を調査し、適宜、摘発・訴訟等の対応を取ることが有用である。

(3) 権利者が事前に準備すべきもの

① 権利、製品等の整理

展示会において、侵害行為にさらされないよう留意すべき自社の権利、製品を事前に整理、ピックアップしておく必要がある。

これにより、侵害、漏洩から守るべき権利、製品が明確となり、かつ、情報を収集すべき他者の権利侵害疑義行為、製品が明確となり、いずれの観点にも事前のピックアップが必要である。

加えて、他者の権利侵害疑義行為、製品等の情報を収集するためには、これまで書くにされている侵害形態や、侵害する点のポイント等を取りまとめた真贋鑑定資料を準備しておくことより効果的である。この点は、調査を外部に委託する場合に、そのまま資料として交付することができる点でも有益である。

② 摘発、公証認証手続の是非の検討

展示会において知的財産権侵害行為が確認された場合、前述のとおり、摘発を実施できる場合があるが、展示会期間は短く、違法行為確認後に摘発の是非を検討していたのでは、間に合わなくなってしまう恐れもあるため、事前に、どういう場合には摘発を実施するか、基準等を設定しておくことが望ましい。もちろん、未確認の違法行為に付いて、対応の基準を事前に明確に設定することは困難ではあるが、少なくとも、一定程度決めておくことで、上記の弊害を回避することができ、可能な限り、設定しておくべきものと思われる。

この点は、違法行為が確認された場合、公証認証手続を付すか否かの点について、より

一層当てはまるものである。すなわち、展示会会場における知的財産権侵害行為について、公証認証手続をなす場合、現場に公証人を同行させる必要があり、これには、予め、公証人の予定を確保していくことが必要となり、可能な限り、展示会会期の2～3週間前頃までには、公証人にこの点を申し入れておくことが望ましい。

③ 必要書類の準備

展示会会期は短く、特に、その期間中を逃しては、事後的に、摘発、公証認証手続をなすことはできないため、これらに関し、予め、確実に必要書類を準備しておく必要がある。

この点、展示会のクレームセンターの運用、同展示会会場所所在地を管轄する行政管理部門、公証処によって、運用が異なるところもあり、たとえ、事前にこれを確認したとしても当日になって急遽変更がなされたりする例も散見されるため、準備段階としては、可能な限り、広く、必要書類を用意しておくことが望ましく、また、日本企業の場合には、各資料の公証認証手続の要否等についても、あわせて、入念に確認、準備しておく必要がある。

なお、代表的な、必要書類は、知的財産権に関する権利証書、権利者の登記簿謄本、特許権等に関しては年金の納付にかかる発票、代理会社を用いる場合には委任状等であるが、この点は、外部の代理会社に委託する等して、当該展示会に関する必要書類を確認しておくべきと思われる。

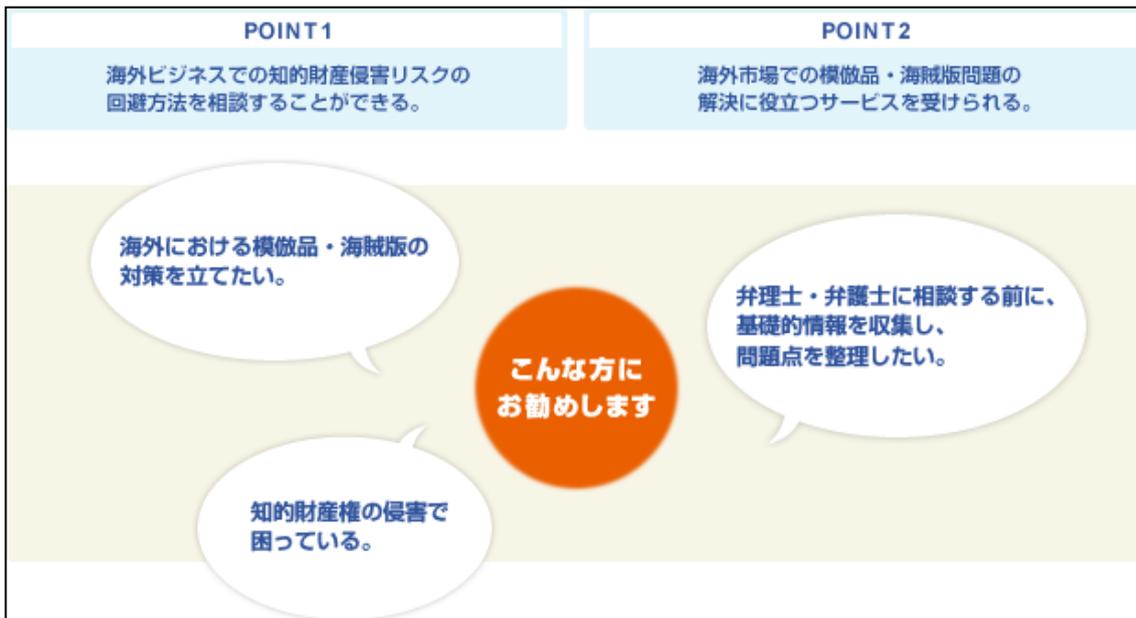
～チェックリスト例～

展示会場内で特に留意すべき権利、製品のピックアップ	登録番号 商標/意匠/実用 新案/意匠		商品名	
	登録番号 商標/意匠/実用 新案/意匠		商品名	
	登録番号 商標/意匠/実用 新案/意匠		商品名	
	登録番号 商標/発明/実用 新案/意匠		商品名	
摘発・公証認証手続の予定等	【摘発】 対応予定： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 対応基準： <input type="checkbox"/> 検討済み <input type="checkbox"/> 未検討			
	【公証】 対応予定： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 公証人の手配： <input type="checkbox"/> 済み <input type="checkbox"/> 未了			
事前準備資料	【権利、製品等に関する資料】 [1] <input type="checkbox"/> 権利証書の写し（商標登録証、意匠登録証等） [2] <input type="checkbox"/> 真贋判別関連資料等			
	【摘発・公証認証手続に関する資料】 <商標権> [1] <input type="checkbox"/> 権利証書の写し（商標登録証） [2] <input type="checkbox"/> 権利者社印押印済の現在履歴証明書の写し [3] <input type="checkbox"/> 公証認証済みの委任状原本 <特許権、意匠権> [1] <input type="checkbox"/> 権利証書の写し（特許権登録証、意匠登録証等） [2] <input type="checkbox"/> 権利者社印押印済の現在履歴証明書の写し [3] <input type="checkbox"/> 公証認証済みの委任状原本 [4] <input type="checkbox"/> 年金納付発票の写し			

3. ジェトロ支援内容の紹介

(1) ご相談

模倣品・海賊版被害相談窓口にて、海外市場での模倣品・海賊版問題でお困りの方のご相談を受け付けています。(電話・来訪・メールでのご相談、平日 9 時～17 時 (予約制))



ジェトロ北京事務所 知的財産権部

中華人民共和国北京市朝陽区建国門外大街甲 26 号 長富宮弁公楼 7003 号

TEL : 86-10-6513-7077

FAX : 86-10-6513-7079

E-mail : PCB@jetro.go.jp

ジェトロ上海事務所 知的財産権部

中華人民共和国上海市延安西路 2201 号 上海国際貿易中心 21 階

TEL : 86-21-6270-0489

FAX : 86-21-6270-0499

E-mail : PCS06@jetro.go.jp

ジェトロ広州事務所 知的財産権部

中華人民共和国広東省広州市天河北路 233 号 中信広場 2601 室

TEL : 86-20-8752-0060

FAX : 86-20-8752-0077

E-mail : PCG@jetro.go.jp

(2) 調査

<海外における知的財産権の侵害調査および権利行使> (中小企業海外侵害対策支援事業)

海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業のお客様のために、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の現地調査を手配するとともに、その調査および一部の権利行使にかかった経費の 2/3 (上限額：400 万円)をジェットロが負担します。

申請を希望される方は、以下のホームページにて、ご利用条件や公募要領をご参照の上、受付窓口にお問い合わせください。

http://www.jetro.go.jp/services/ip_service/

<中小企業商標先行登録調査・相談>

これから海外への進出を考えている中小企業を対象に、海外展開予定国における商標先行登録状況を調査し、報告書を作成、法的観点を含めた助言を行います。調査対象国・地域 (中国、香港、タイ、米国、フランス、ドイツ) の中から、1 カ国・地域、3 商標、5 分類まで無料で調査します。また、応募条件は以下のいずれか一方を満たす者になります。

(1) 2013～2014 年度にジェットロの輸出促進関連事業 (展示会、ミッション等)・新興国進出個別支援サービスに参加済みまたは参加予定の中小企業者

※このうち、調査対象国・地域である中国、香港、タイ、米国、フランス、ドイツに関連の事業・サービスに参加済みまたは参加予定の場合は、最大 2 カ国・地域において、それぞれ 3 商標・5 分類の調査が可能です。

(2) ジェットロの中小企業海外 IP ネットワークに参加している、中小企業者

※1 カ国・地域、3 商標・5 分類の調査が可能

申請を希望される方は、以下のホームページにて、ご利用条件や公募要領をご参照の上、受付窓口にお問い合わせください。

http://www.jetro.go.jp/services/ip_trademark/

[著者]

上海擁智商務諮詢有限公司

[発行]

ジェットロ北京事務所 知識産権部

TEL: +86-10-6528-2781

FAX: +86-10-6528-2782

2014年12月発行 禁無断転載

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェットロは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえジェットロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはジェットロが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者及びジェットロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。